

一般取扱所(塗装場、印刷等) 位置・構造・設備 基準

(政令第19条第2項第1号) (省令第28条の55)

指定数量の倍数		10倍未満	10倍以上30倍未満	政省令等の根拠
<input type="checkbox"/>	施設の用途	塗装、印刷、塗布等(危険物を取り扱う設備を建築物内に設けるものに限る)		則28の54(1)①
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	第2類 又は 第4類 (特殊引火物 除く)		〃
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	30倍未満		〃
<input type="checkbox"/>	保安距離		
<input type="checkbox"/>	保有空地		
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必 要		9(1)③ 則17、18
<input type="checkbox"/>	設置場所	建築物内		則28の54(1)①
<input type="checkbox"/>	階数制限	地階禁止		則28の55(2)①
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止		〃 ②
<input type="checkbox"/>	建築物構造等	壁	耐火構造	〃 ②
<input type="checkbox"/>		区画部分	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止	〃 ②
<input type="checkbox"/>		柱、はり	耐火構造	〃 ②
<input type="checkbox"/>		屋根(上階の床)	耐火構造	〃 ②
<input type="checkbox"/>		床	耐火構造(液状危険物 → 浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要)	〃 ②⑤
<input type="checkbox"/>		区画部分	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止	〃 ②⑤
<input type="checkbox"/>		出入口	特定防火設備 窓⇒設置禁止 (延焼のおそれのある外壁、区画部分 ⇒ 随時開放可能な自閉式特定防火設備)	〃 ③④
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要・防火ダンパー(引火点40℃未満等 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の滞留するおそれのあるもの⇒強制換気)		〃 ⑥⑦⑧
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必 要		〃 ⑥
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★(★のあるところ 審査 必要)		9(1)⑰
<input type="checkbox"/>	避雷設備	必 要 (周囲の状況により設置省略可能)	9(1)⑱ 則13の2の3
<input type="checkbox"/>	静電気除去装置	引火点40℃未満の第4類、固体の非導電性危険物を貯蔵、取り扱う設備に必要な ①接地方式(接地抵抗値100Ω以下) ②蒸気放出方式(湿度75%以上) ③電界除電方式		9(1)⑱
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の付帯設備の設置 可)	9(1)⑲
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置	9(1)⑲
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火 禁止 (防火上安全な場所 又は 火災防止の付帯設備の設置 可)	9(1)⑲
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計 及び 安全装置	9(1)⑲ 則19
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照(容量が指定数量の1/5未満のものを除く)		9(1)⑳
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない	9(1)21
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上 (接地 禁止)、外面 要さび止め塗装	則13の4
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造	則13の5
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)	〃
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置	〃
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する	則13の5
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置	則13の4
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの	〃
<input type="checkbox"/>				呼び径100A以下
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)	〃
<input type="checkbox"/>	加熱設備	火災予防上安全な構造とする		〃
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける		9(1)22

<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの(高引火点除く) ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの(高引火点除く)	20	則33
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外		則34
<input type="checkbox"/>		電気設備			則36
<input type="checkbox"/>	★警報設備	自動火災報知設備	・延べ面積500㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの(高引火点除く)	21	則38
<input type="checkbox"/>		その他	どれか一つ必要 ・自動火災報知設備 ・電話 ・非常ベル ・拡声装置 ・警鐘		

一般取扱所(洗浄) 位置・構造・設備 基準
(政令第19条第2項第1号の2) (省令第28条の55の2)

		どちらか選択			政省令等の根拠
指定数量の倍数		10倍未満	10倍未満	10倍以上30倍未満	
<input type="checkbox"/>	施設の用途	洗浄のため(危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る)			則28の54(1)1の2
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	第4類(引火点40℃以上に限る)			〃
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	30倍未満			〃
<input type="checkbox"/>	保安距離			
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備の周囲 3m(屋内空地)		則28の55の2(3)
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要			9(1)3 則17、18
<input type="checkbox"/>	設置場所	不燃材料で造られた建築物内	建築物内		則28の55の2(2)(3)
<input type="checkbox"/>	階数制限	平屋建	地階禁止		〃
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止		〃
<input type="checkbox"/>	建物構造等	壁	不燃材料	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		区画部分	屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止	
<input type="checkbox"/>	建物構造等	柱	不燃材料 屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		床	不燃材料 危険物が浸透しない構造、傾斜、貯留設備及び周囲に排水溝(屋内空地を含む)	液状危険物が浸透しない構造、傾斜、貯留設備	
<input type="checkbox"/>	建物構造等	区画部分	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止	〃
<input type="checkbox"/>		は	不燃材料	耐火構造	
<input type="checkbox"/>	建物構造等	屋根	上階有り	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		上階無し	不燃材料	耐火構造	
<input type="checkbox"/>	天井	禁止			〃
<input type="checkbox"/>	出入口	屋内空地のとれない部分⇒自閉式 特定防火設備(窓⇒設置禁止)	特定防火設備 窓⇒設置禁止 (延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒自閉式特定防火設備)		〃
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要・防火ダンパー			〃
<input type="checkbox"/>	危険物を取扱う設備	可燃性の蒸気又は微粉が設備の外部に拡散しない構造(屋外の高所への排出設備⇒防火ダンパー必要)		〃
<input type="checkbox"/>	一般取扱所の用に供する部分	可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがある時、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備(防火ダンパー必要)		〃
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必要			〃
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★(★のあるところ 審査 必要)			9(1)17
<input type="checkbox"/>	★静電気除去装置	必要(堺審査基準で引火点40℃未満の危険物に必要)			9(1)18
<input type="checkbox"/>	避雷設備	必要(周囲の状況により不要)	9(1)19 則13の2の3
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の附帯設備の設置 可)		9(1)13
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)14
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火 禁止(防火上安全な場所 又は 火災防止の附帯設備の設置 可)、危険物の加熱防止装置		9(1)15 則28の55の2(2)(3)
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計 及び 安全装置		9(1)16
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照(容量が指定数量の1/5未満のものを除く)			9(1)20
<input type="checkbox"/>	流出防止措置	ア・20号防油堤、イ・側溝及び貯留設備、ウ・前記ア、イと同等以上の効果のあるものうちいずれか必要			則28の55の2(2)(3)
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)21
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地 禁止)、外面 要さび止め塗装		則13の4
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)		則13の5
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置		
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する		
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置		
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの		
<input type="checkbox"/>			呼び径100A以下		
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)		
<input type="checkbox"/>	保護措置	地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			
<input type="checkbox"/>	加熱設備	火災予防上安全な構造とする			
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			9(1)22
<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの(高引火点除く) ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの(高引火点除く)		20 則33
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外		
<input type="checkbox"/>		電気設備			則36
<input type="checkbox"/>	★警報設備	10倍以上で義務			21 則38
<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備	・延べ面積500㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの(高引火点除く)		
<input type="checkbox"/>	その他	どれか一つ必要・自動火災報知設備 ・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘		

一般取扱所(焼入れ、放電加工) 位置・構造・設備 基準

(政令第19条第2項第2号) (省令第28条の56)

		どちらか選択			政省令等の根拠
指定数量の倍数		10倍未満	10倍未満	10倍以上30倍未満	
<input type="checkbox"/>	施設の用途	焼入れ、放電加工のため(危険物を取り扱う設備を建築物内に設けるものに限る)			則28の54(1)2
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	第4類(引火点70℃以上に限る)			〃
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	30倍未満			〃
<input type="checkbox"/>	保安距離			
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備の周囲 3m(屋内空地)		則28の56(3)
		屋内空地のとれない部分⇒壁(出入口以外の開口部禁止)、柱 耐火構造			
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要			9(1)3 則17、18
<input type="checkbox"/>	設置場所	不燃材料で造られた建築物内	建築物内		則28の56(2)(3)
<input type="checkbox"/>	階数制限	平屋建	地階禁止		〃
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止		〃
<input type="checkbox"/>	建物	壁	(不燃材料)	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		区画部分	屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止	
<input type="checkbox"/>	物	柱	(不燃材料) 屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		床	不燃材料(排水溝必要)	耐火構造	
		液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備必要			〃
<input type="checkbox"/>	構造等	区画部分	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止	
<input type="checkbox"/>		はり	(不燃材料)	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		屋根	上階有り	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>			上階無し	不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>		天井	(禁止)	〃
<input type="checkbox"/>		出入口	屋内空地のとれない部分⇒自閉式 特定防火設備(窓⇒設置禁止)	特定防火設備 窓⇒設置禁止 (延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒自閉式特定防火設備)	〃
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要・防火ダンパー			〃
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必要			〃
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★(★のあるところ 審査必要)			9(1)17
<input type="checkbox"/>	避雷設備	必要(周囲の状況により設置省略可能)	9(1)19 則13の2の3
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の付帯設備の設置可)		9(1)13
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)14
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火 禁止 (防火上安全な場所 又は 火災防止の付帯設備の設置可)		9(1)15
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計 及び 安全装置		9(1)16 則19
<input type="checkbox"/>	緊急時対策	危険物が危険温度に達するまでに警報を発する装置を設置			則28の56(2)3
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照(容量が指定数量の1/5未満のものを除く)			9(1)20
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)21 則13の4 則13の5
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地禁止)、外面 要さび止め塗装		
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)		
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置		
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する		
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置		
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの		
<input type="checkbox"/>			呼び径100A以下		
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)		
<input type="checkbox"/>	加熱設備	火災予防上安全な構造とする			
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			9(1)22

<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの(高引火点除く) ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの(高引火点除く)		20 則33 則34 則36
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外		
<input type="checkbox"/>		電気設備			
<input type="checkbox"/>	★警報設備	自動火災報知設備		21 則38
<input type="checkbox"/>		その他 ・延べ面積500㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの(高引火点除く) どれか一つ必要・自動火災報知設備 ・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘		

一般取扱所(建築物内のボイラー、バーナー等) 位置・構造・設備 基準

(政令第19条第2項第3号) (省令第28条の57第2、3項)

	指定数量の倍数	どちらか選択			政省令等の根拠
		10倍未満	10倍未満	10倍以上30倍未満	
<input type="checkbox"/>	施設の用途	ボイラー、バーナー等(危険物を取り扱う設備を建築物内に設けるものに限定)			則28の54(1)3
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	第4類(引火点40℃以上に限る)			〃
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	30倍未満			〃
<input type="checkbox"/>	保安距離			
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備の周囲 3m(屋内空地)		則28の57(3)
<input type="checkbox"/>		屋内空地のとれない部分⇒壁(出入口以外の開口部禁止)、柱 耐火構造			
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要			9(1)3 則17、18
<input type="checkbox"/>	設置場所	不燃材料で造られた建築物内	建築物内		則28の57(2)(3)
<input type="checkbox"/>	階数制限	平屋建	地階可		〃
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止		〃
<input type="checkbox"/>	建物	壁	(不燃材料) 耐火構造		〃
<input type="checkbox"/>		区画部分	屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止	
<input type="checkbox"/>	物	柱	(不燃材料) 耐火構造 屋内空地のとれない部分⇒耐火構造		〃
<input type="checkbox"/>		床	不燃材料(排水溝必要) 液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備必要		
<input type="checkbox"/>	構造	区画部分 耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止		
<input type="checkbox"/>	等	は	(不燃材料) 耐火構造		〃
<input type="checkbox"/>		屋根	上階有り..... 耐火構造		
<input type="checkbox"/>		上階無し	(不燃材料) 不燃材料		
<input type="checkbox"/>		天井	(禁止).....		
<input type="checkbox"/>	出入口	屋内空地のとれない部分⇒自閉式特定防火設備(窓⇒設置禁止)		特定防火設備 窓⇒設置禁止 (延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒自閉式特定防火設備)	
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要・防火ダンパー			〃
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必要			〃
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★(★のあるところ 審査 必要)			9(1)17
<input type="checkbox"/>	避雷設備 必要(周囲の状況により設置省略可能)		9(1)19 則13の2の3
<input type="checkbox"/>	★静電気除去装置	必要(堺審査基準で引火点40℃未満の危険物に必要)			9(1)18
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の附帯設備の設置可)		9(1)13
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)14
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火 禁止(防火上安全な場所 又は 火災防止の附帯設備の設置可)		9(1)15
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計 及び 安全装置		9(1)16 則19
<input type="checkbox"/>	緊急時対策	地震時、停電時 ⇒ 自動遮断装置(非常用電源に係るものを除く)			則28の57(2)2
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照(容量が指定数量の1/5未満のものを除く)			9(1)20
<input type="checkbox"/>		流出防止措置	ア・20号防油堤、イ・側溝及び貯留設備、ウ・前記ア、イと同等以上の効果のあるものうちいずれか必要		則28の57(2)3
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)21
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地禁止)、外面 要さび止め塗装		則13の4
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)		則13の5
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置		則13の5
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する		
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置		
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの		
<input type="checkbox"/>			呼び径100A以下		則13の5
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)		
<input type="checkbox"/>	加熱設備	火災予防上安全な構造とする			
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			9(1)22

<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの(高引火点除く) ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの(高引火点除く)		20	則33
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外			則34
<input type="checkbox"/>		電気設備				則36
<input type="checkbox"/>	★警報設備	自動火災報知設備		21	則38
<input type="checkbox"/>		その他			

一般取扱所(屋上設置のボイラー、バーナー等) 位置・構造・設備 基準

(政令第19条第2項第3号) (省令第28条の57第4項)

	指定数量の倍数	10倍未満	政省令等の根拠	
<input type="checkbox"/>	施設の用途	ボイラー、バーナー等(危険物を取り扱う設備を建築物の屋上に設けるものに限定)	則28の54(1)3	
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	第4類(引火点40℃以上に限る)	〃	
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	10倍未満	〃	
<input type="checkbox"/>	保安距離		
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備(タンクを含む)の周囲に設ける囲いの周囲に3m以上 ----- 屋内空地のとれない部分⇒壁(出入口以外の開口部禁止)、柱が耐火構造	則28の57(4)7	
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要	9(1)3 則17、18	
<input type="checkbox"/>	設置場所	壁、柱、床、はり、屋根が耐火構造の建築物の屋上	則28の57(4)1	
<input type="checkbox"/>	危険物を取り扱う設備 (配管は除く)	屋上に固定、キュービクル式(鋼板で造られた外箱に収納)	則28の57(4)2	
		----- 周囲に高さ0.15mの囲い	則28の57(4)3	
<input type="checkbox"/>	危険物を取り扱う設備及びタンクの周囲の囲いの内部構造	液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備に油分離装置	則28の57(4)8	
<input type="checkbox"/>	タンク専用室	壁、柱、はり、 屋 根	不燃材料	則28の57(4)9
<input type="checkbox"/>		床	耐火構造 液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備を設ける	〃
<input type="checkbox"/>		天井	禁止	〃
<input type="checkbox"/>		窓、出入口	防火設備(網入りガラス)、(延焼のおそれのある外壁⇒自閉式特定防火設備、窓禁止)	〃
<input type="checkbox"/>		囲い等	囲い⇒タンク容量の50%以上(複数の場合 最大タンクの50%以上+他のタンクの10%) 又は出入口のしきいを高くする	〃
<input type="checkbox"/>		★換気設備	必要・防火ダンパー(引火点70℃未満⇒強制換気)	則28の57(4)9,10
<input type="checkbox"/>		★採光・照明	必要	則28の57(4)9
<input type="checkbox"/>		★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★(★のあるところ 審査 必要)	9(1)17
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要(キュービクル内部)	則28の57(4)4	
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必要(キュービクル内部)	則28の57(4)4	
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★(★のあるところ 審査 必要)	9(1)17	
<input type="checkbox"/>	避雷設備	9(1)19 則13の2の3	
<input type="checkbox"/>	★静電気除去装置	必要(塚審査基準で引火点40℃未満の危険物に必要)	9(1)18	
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の附帯設備の設置 可)	9(1)13
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置	9(1)14
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火 禁止 (防火上安全な場所 又は 火災予防上の附帯設備の設置 可)	9(1)15
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計 及び 安全装置	9(1)16
<input type="checkbox"/>	緊急時対策	地震時、停電時 ⇒ 自動遮断装置(非常用電源に係るものを除く)	則28の57(4)11	
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照(屋外、屋内にあるタンクで、その容量が指定数量未満とし、指定数量の1/5未満のものを除く)	9(1)20	
		20号防油堤	屋外にあるタンク⇒タンク容量の50%以上(複数 最大タンクの50%+他のタンクの10%)	則28の57(4)6
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない	9(1)21
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地 禁止)、外面 要さび止め塗装	則13の4
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造	則13の5
<input type="checkbox"/>			材質	
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置	則13の5
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する	
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置	則13の5
<input type="checkbox"/>			日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの	
<input type="checkbox"/>			呼び径100A以下	
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)	則13の5
<input type="checkbox"/>	加熱設備		火災予防上安全な構造とする	
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける	9(1)22	
<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの(高引火点除く) ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの(高引火点除く)	20 則33
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外	則34
<input type="checkbox"/>		電気設備		則36

一般取扱所(充てん) 位置・構造・設備 基準

(政令第19条第2項第4号) (省令第28条の58)

指定数量の倍数		10倍以下	10倍超～100倍未満	100倍以上	政省令等の根拠
<input type="checkbox"/>	施設の用途	液体の危険物を車両に固定されたタンクに注入及び容器に詰め替える			則28の54(1)4
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	液体の危険物(アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド ^ト 等、ヒド ^ト ロキシラン等を除く)			〃
<input type="checkbox"/>	危険物の数量			
<input type="checkbox"/>	保安距離	必要			9(1)1
<input type="checkbox"/>	保有空地	3m以上	5m以上		9(1)2
<input type="checkbox"/>	必要な空地	充てん空地	注油空地の周囲に必要な空地を保有する(危険物を移送する配管を除く)		則28の58(2)4
<input type="checkbox"/>		詰替空地	詰替空地の周囲に必要な空地を保有する(危険物を移送する配管を除く) 懸垂式は、ホース機器の下方		則28の58(2)5
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要			9(1)3 則17、18
<input type="checkbox"/>	階数制限	地階禁止			9(1)4
<input type="checkbox"/>	建物構造等	壁	耐火構造 又は 不燃材料 (2方以上 ⇒ 壁 禁止)		則28の58(2)1,3
<input type="checkbox"/>		柱、はり	耐火構造 又は 不燃材料		則28の58(2)1
<input type="checkbox"/>		床、屋根	耐火構造 又は 不燃材料		則28の58(2)1
<input type="checkbox"/>		窓、出入口	防火設備とし ガラスを用いる場合は網入りガラス		則28の58(2)1,2
<input type="checkbox"/>	地盤面	GLより高く、傾斜・コンクリート舗装 貯留設備、周囲に排水溝の設置 第4類の非水溶性危険物 取り扱う設備⇒油分離装置を設置			則28の58(2)6,7
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★(★のあるところ 審査 必要)			9(1)17
<input type="checkbox"/>	避雷設備	必要(周囲の状況により設置省略可能)(10倍以下)		9(1)19 則13の2の3
<input type="checkbox"/>	★静電気除去装置	特殊引火物、第一石油類、第二石油類を貯蔵、取り扱う設備(水溶性を除く)に必要な ①接地方式(接地抵抗値100Ω以下) ②蒸気放出方式(湿度75%以上) ③電界除電方式			9(1)18
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の附帯設備の設置 可)		9(1)13
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)14
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火 禁止 (防火上安全な場所 又は 火災予防上の附帯設備の設置 可)		9(1)15
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計 及び 安全装置		9(1)16 則19
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照(屋外、屋内にあるタンクで、その容量が指定数量の1/5未満のものを除く)			9(1)20 則13の3
<input type="checkbox"/>		20号防油堤	屋外にあるタンク⇒タンク容量の50%以上(複数 最大タンクの50%+他のタンクの10%)		
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)21 則13の4 則13の5
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地 禁止)、外面 要さび止め塗装		
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)		
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置		
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する		
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置		
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの		
<input type="checkbox"/>			呼び径100A以下		
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)		
<input type="checkbox"/>	加熱設備	火災予防上安全な構造とする			
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			9(1)22
<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000㎡以上 ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの(高引火点除く)	必要(高引火点除く)	20 則33 則34 則35 則36
<input type="checkbox"/>		消火困難	600㎡以上1,000㎡未満必要	必要(高引火点除く)(10倍以上).....	
<input type="checkbox"/>		その他	上記以外		
<input type="checkbox"/>		電気設備			
<input type="checkbox"/>	★設備警報	自動火災報知設備	延べ面積500㎡以上 必要(高引火点除く)	21 則38
<input type="checkbox"/>		その他	どれか一つ必要・自動火災報知設備・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘(10倍以上)	

一般取扱所(詰替え) 位置・構造・設備 基準

(政令第19条第2項第5号) (省令第28条の59) (その1)

指定数量の倍数	10倍未満	10倍以上30倍未満	政省令等の根拠
<input type="checkbox"/>	施設の用途	固定した注油設備で危険物を容器に詰替え又は容量4,000ℓ以下(2,000ℓごとに仕切ったもの)の移動タンクに注入するもの	則28の54(1)5
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	第4類(引火点40℃以上に限る)	〃
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	30倍未満	〃
<input type="checkbox"/>	保安距離	不要	
<input type="checkbox"/>	保有空地	不要	
<input type="checkbox"/>	詰替空地	注油設備の周囲に〔容器詰替 4,000ℓ以下(2,000ℓ以下ごとに仕切ったもの)のローリーへ注入のため〕空地確保 懸垂式は、ホース機器の下方	則28の59(2)1
<input type="checkbox"/>	地盤面	GLより高く、傾斜・コンクリート舗装	則28の59(2)2
<input type="checkbox"/>	排水溝・油分離槽	必要	則28の59(2)3
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要	9(1)3 則17、18
<input type="checkbox"/>	専用タンク等	地下タンクに限定(専用1基⇒30,000ℓ以下) 設備基準⇒専用タンクの基準による	則28の59(2)4 則28の59(2)5
<input type="checkbox"/>	タンクからの配管制限	危険物配管⇒専用タンク等から固定給油設備等のみ設置	則28の59(2)6
<input type="checkbox"/>	★固定給油設備	危険物が漏れない等 火災予防上安全な構造(省令)	則28の59(2)7
<input type="checkbox"/>	構造	配管	金属製⇒0.5MPa以上10分間の水圧試験(不燃性液体、気体含む)
<input type="checkbox"/>		給油管等	JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種 安全継手(1.96kN以下の荷重で離脱)又は給油等の自動停止装置
<input type="checkbox"/>		吐出量	軽油⇒180ℓ/分 灯油60ℓ/分(車両に固定されたタンクの場合は、180ℓ/分)
<input type="checkbox"/>		外装	難燃性(不燃、準不燃、酸素指数26以上の高分子材料)
<input type="checkbox"/>		懸垂式	圧力急上昇時、自動的に配管内危険物をタンクに戻す装置の設置
<input type="checkbox"/>		ホースの長さ	5m以下(先端に弁を設ける)
<input type="checkbox"/>		懸垂式	地盤面上0.5m、半径3mを超える円を描くことができない長さ
<input type="checkbox"/>	静電気除去	先端ノズルに蓄積する静電気の除去装置の設置(接地抵抗値1,000Ω未満)	17(1)10 則25の2の2
<input type="checkbox"/>	固定給油設備の位置	道路境界線⇒懸垂式⇒4m以上、最大注油ホース全長3m以下⇒4m以上 最大注油ホース全長3mを超え4m以下⇒5m以上 最大注油ホース全長4mを超え5m以下⇒6m以上 敷地境界線⇒1m以上 建築物の壁⇒2m以上(開口部なし 1m)	則28の59(2)8
<input type="checkbox"/>	懸垂式緊急停止	必要	〃 9
<input type="checkbox"/>	★分離設置のポンプ機器	下記の基準に適合するポンプ室に設置する場合、上記位置の基準は適用しない ・壁、柱、床、はり、屋根(上階の床)⇒耐火構造 ・出入口⇒自閉式特定防火設備 ・窓⇒設置禁止	〃 8
<input type="checkbox"/>	ポンプ機器	★油中ポンプ機器	上記位置の基準は適用しない
		電動機	・電動機の固定子は、危険物に侵されない樹脂が充てんされた金属製の容器に収納 ・運転中に固定子が冷却される構造 ・電動機の内部に空気が滞留しない構造 ・電線は危険物に侵されないものとし、かつ、直接危険物に触れない ・締切運転による電動機の温度の上昇防止措置
		緊急停止	・電動機の温度が著しく上昇した場合 ・ポンプの吸引口が露出した場合
		設置基準	・油中ポンプ設備は地下貯蔵タンクとフランジ接合 ・地下貯蔵タンク内に設ける部分は、保護管内に設置(十分な強度を有する外装により保護されている場合除く) ・地下貯蔵タンクの上部に設ける部分は、危険物の漏洩点検可能なピット内に設置
			則24の2(1)1イ 〃 ロ、ハ 〃 2 〃 3 〃 4イ 〃 4ロ 〃 5イ 〃 5ロ 〃 5ハ

一般取扱所(詰替え) 位置・構造・設備 基準

(政令第19条第2項第5号) (省令第28条の59) 〈その2〉

指定数量の倍数		10倍未満	10倍以上30倍未満	政省令等の根拠	
<input type="checkbox"/>	建築物	出入口	防火設備	則28の59(2)11	
<input type="checkbox"/>		ポンプ室等	床	危険物の浸透しない構造、傾斜、貯留設備の設置	12
<input type="checkbox"/>		★	照明等	必要(前記分離設置のポンプ機器のポンプ室は照明のみ)	
<input type="checkbox"/>			換気等	必要(可燃性蒸気の滞留するおそれのある室⇒強制換気)	
<input type="checkbox"/>		上屋等	面積	上屋等の水平投影面積/敷地面積 ≤ 1/3	14
<input type="checkbox"/>			構造	高さ2m以上、耐火構造又は不燃材料	13
<input type="checkbox"/>	へい	場所	一般取扱所の周囲		
<input type="checkbox"/>		構造	高さ2m以上、耐火構造又は不燃材料(周囲に延焼のおそれがある建築物あるとき→防火上安全な高さ)	10	
<input type="checkbox"/>	★	電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★(★のあるところ 審査 必要)	9(1)17	
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない	9(1)21	
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地 禁止)、外面 要さび止め塗装	則13の4	
<input type="checkbox"/>			支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造	則13の5
<input type="checkbox"/>			材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)	
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置		
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する		
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食) 措置		
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの		
<input type="checkbox"/>			呼び径100A以下		
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)		
<input type="checkbox"/>	加熱設備	火災予防上安全な構造とする			

<input type="checkbox"/>	消火設備	消火困難	必要(高引火点除く)	20	則34
<input type="checkbox"/>		その他	上記以外			則35
<input type="checkbox"/>	★警報設備	自動火災報知設備	延べ面積500㎡以上	21	則38
<input type="checkbox"/>		その他	どれか一つ必要・自動火災報知設備・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘		

一般取扱所(詰替え) 専用タンクの基準 <その2>

			政省令等の根拠		
□	タンク室設置	タンク本体構造(材質・板厚)	3. 2mm以上の鋼板又は以下の性能を持つもの ・地下貯蔵タンク等の自重、貯蔵危険物の重量、地下貯蔵タンクに係る主荷重並びに従荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全なもの ・主荷重及び主荷重と従荷重との組み合わせによりタンク本体に生ずる応力は告示で定めるそれぞれの許容応力以下であること	13(1)6 則23 告示4の47	
		水圧試験	圧力タンク⇒最大常用圧力の1.5倍、それ以外⇒70kPaで10分間 漏れ・変形しないこと	13(1)6	
		外面保護	次の方法により保護すること (ただし、腐食のおそれが著しく少ない材料で造られた場合を除く) ・電気的腐食のおそれのある場所⇒告示で定める塗覆装及び電気防食 ・上記以外の場所⇒告示で定める塗覆装	13(1)7 則23の2(1)	
		タンク室構造	タンク(二重殻含む)とタンク室内側との間隔⇒0.1m以上、乾燥砂の充てん タンク室の自重、地下貯蔵タンク等に貯蔵する危険物の重量、土圧等の主荷重並びに従荷重によって生ずる応力並びに変形に対して安全なもの 主荷重及び主荷重と従荷重との組合せによりタンク室に生ずる応力は告示で定めるそれぞれの許容応力以下であること	13(1)2、13(2) 13(1)14 則23の4	
□	防水措置	水密コンクリート又はこれと同等以上の水密性を有する材料で造る (鉄筋コンクリート造とする場合⇒目地等の部分及びふたとの接合部に雨水等がタンク室内部に侵入しない構造)	13(1)14 則24		
□	地下	タンク室構造	二重殻タンクは上記タンク室の構造・防水措置の基準で作られたタンク室に設置する(ただし、第4類の危険物を貯蔵するもので、次の要件すべてに適合するものを除く) ・タンクの水平投影の縦及び横よりも0.6m以上大きく、かつ、厚さ0.3m以上の鉄筋コンクリート造のふたで覆われていること ・ふたにかかる重量が直接タンクにかからない構造であること ・タンクが堅固な基礎に固定されていること	13(2)2	
		鋼製	厚さ3.2mm以上の鋼板で造った貯蔵タンクの外側に厚さ3.2mm以上の鋼板を間げきを有するように取り付け、鋼板と地下貯蔵タンクの間げき内に満たされた鋼板の腐食を防止する措置を講じた液体の漏れを常時検知する設備	13(2)1 則24の2の2	
			外面保護(いずれか)	・プライマーを塗装し、表面に覆装材を巻き付け後、エポキシ樹脂又はウレタンエラストマー樹脂による被覆を厚さ2mm以上に仕上げる ・プライマー塗装し、強化プラスチックによる被覆を厚さ2mm以上に仕上げる	則23の2
		鋼製強化プラスチック製	厚さ3.2mm以上の鋼板で造った貯蔵タンクの外側に厚さ2mm以上の強化プラスチックの間げきを有するように取り付け、強化プラスチックと地下貯蔵タンクの間げき内に漏れた危険物を検知する設備	13(2)1 則24の2の2	
			外面保護	・強化プラスチックを被覆した部分(内側)はさび止め塗装、それ以外の部分はタンクの外面にプライマー塗装し、強化プラスチックによる被覆を厚さ2mm以上に仕上げる	則23の2
		強化プラスチック製	強化プラスチックで造った貯蔵タンクの外側に厚さ2mm以上の強化プラスチックの間げきを有するように取り付け、強化プラスチックと地下貯蔵タンクの間げき内に漏れた危険物を検知する設備	13(2)1 則24の2の2	
		油種	貯蔵できる油種は、自動車用ガソリン、灯油、軽油、A重油(JISK2205の1種)に限定	則24の2の3	
		構造	当該タンクに作用する土圧及び貯蔵液圧等による内圧等に対して安全な構造	13(2)4 則24の2の4	
		□	漏れ防止構造	防水措置を講じた厚さ15cm(側方、下方は30cm)以上のコンクリートで被覆	13(3)
		□	タンク構造等	・タンク本体構造(材質・板厚)はタンク室設置の基準により設置 ・タンクの水平投影の縦及び横よりも0.6m以上大きく、かつ、厚さ0.3m以上の鉄筋コンクリート造のふたで覆われていること ・ふたにかかる重量が直接タンクにかからない構造であること ・タンクが堅固な基礎に固定されていること	則24の2の5 13(2)2
外面保護(いずれか)	・プライマー塗装し、表面に覆装材を巻き付け後、エポキシ樹脂又はウレタンエラストマー樹脂による被覆を厚さ2mm以上に仕上げる ・プライマー塗装し、強化プラスチックによる被覆を厚さ2mm以上に仕上げる			則23の2	
□	危険物の漏れを検知する設備	次のいずれかを設置(二重殻タンクは不要) ・タンク周囲に4箇所以上設ける管により危険物の漏れを検知する設備 ・タンク内の危険物の貯蔵量の変化を常時監視すること若しくは地下貯蔵タンク周囲の可燃性ガスを常時監視することにより危険物の漏れを検知する設備又はこれと同等以上の性能を有する設備	13(1)13 13(2)柱書 13(3)柱書 則23の3		

一般取扱所(リチウムイオン蓄電池を製造する作業) 位置・構造・設備 基準

(政令第19条第2項第5号の2) (省令第28条の54の2イ)

			政省令等の根拠
<input type="checkbox"/>	施設の用途	危険物を用いたリチウムイオン蓄電池を製造する作業行うもの	則28の54(5)2イ
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物	〃
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	
<input type="checkbox"/>	保安距離	
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備の周囲 3m(屋内空地) 屋内空地のとれない部分⇒壁(出入口以外の開口部禁止)、柱 準耐火構造	則28の59の2(2)5
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要	9(1)3 則17、18
		蓄電池の製造を行う一般取扱所である旨を表示	則28の59の2(2)1 則28の59の2(3)
<input type="checkbox"/>	設置場所	不燃材料で造られた建築物内	則28の59の2(2) 則28の59の3(3)
<input type="checkbox"/>	階数制限	地階禁止	9(1)4
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造	則28の59の2(3)4
<input type="checkbox"/>	建築物構造等	壁 (不燃材料) 屋内空地のとれない部分⇒準耐火構造	則28の59の2(2)5
<input type="checkbox"/>		柱 (不燃材料) 屋内空地のとれない部分⇒準耐火構造	則28の59の2(2)5
<input type="checkbox"/>		床 不燃材料(排水溝 必要) 液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備、 必要	則28の59の2(2)2,3
<input type="checkbox"/>		はり 不燃材料	則28の59の2(2)2
<input type="checkbox"/>		屋根 不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>		天井	
<input type="checkbox"/>		出入口 屋内空地のとれない部分⇒ 自閉式特定防火設備 (窓⇒設置禁止)	則28の59の2(2)5
<input type="checkbox"/>	危険物を取り扱う設備	床に堅固に固定する	〃
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要	9(1)10
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必要	9(1)10
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★(★のあるところ 審査 必要)	9(1)17
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止 漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の附帯設備の設置 可)	9(1)13
<input type="checkbox"/>		★温度測定 加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置	9(1)14
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥 直火禁止 (防火上安全な場所 又は 火災予防上の附帯設備の設置 可)	9(4)15

一般取扱所(リチウムイオン蓄電池を組み立てる作業) 位置・構造・設備 基準

(政令第19条第2項第6号) (省令第28条の54の2ロ)

			政省令等の根拠
<input type="checkbox"/>	施設の用途	危険物を用いたリチウムイオン蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業行うもの	則28の54(5)2ロ
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類の危険物	〃
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	
<input type="checkbox"/>	保安距離	
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備の周囲 3m(屋内空地) 屋内空地のとれない部分⇒壁(出入口以外の開口部禁止)、柱 準耐火構造	則28の59の2(2)5
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必 要	9(1)3 則17、18
		蓄電池の組み立てを行う一般取扱所である旨を表示	則28の59の2(2)1 則28の59の2(3)
<input type="checkbox"/>	設置場所	不燃材料で造られた建築物内	則28の59の2(2) 則28の59の3(3)
<input type="checkbox"/>	階数制限	地階禁止	9(1)4
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造	則28の59の2(3)4
<input type="checkbox"/>	建 物 構 造 等	壁 (不燃材料) 屋内空地のとれない部分⇒準耐火構造	則28の59の2(2)2
<input type="checkbox"/>		柱 (不燃材料) 屋内空地のとれない部分⇒準耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		床 不燃材料(排水溝 必要) 液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備、 必要	則28の59の2(2)2 則28の59の2(3)3
<input type="checkbox"/>		は り 不燃材料	則28の59の2(2)2
<input type="checkbox"/>		屋 根 不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>		天 井	
<input type="checkbox"/>		出 窓 入 口	屋内空地のとれない部分⇒ 自閉式特定防火設備 (窓⇒設置禁止)
<input type="checkbox"/>	危険物を取り扱う設備	
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必 要	9(1)10
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必 要	9(1)10
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★(★のあるところ 審査 必要)	則28の59の2(4)3
<input type="checkbox"/>	附 帯 設 備	★漏れ等防止 漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の附帯設備の設置 可)	9(1)13
<input type="checkbox"/>		★温度測定 加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置	9(1)14
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥 直火禁止 (防火上安全な場所 又は 火災予防上の附帯設備の設置 可)	9(4)15

一般取扱所(蓄電池を充電・放電する作業) 位置・構造・設備 基準

(政令第19条第2項第6号) (省令第28条の54の2ハ)

			政省令等の根拠	
<input type="checkbox"/>	施設の用途	危険物を用いた蓄電池を充電し若しくは放電する作業行うもの	則28の54(5)2ハ	
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	第2類又は第4類(蓄電池に使用されるものに限る)	〃	
<input type="checkbox"/>	危険物の数量		
<input type="checkbox"/>	保安距離		
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備の周囲 3m(屋内空地) 屋内空地のとれない部分⇒壁(出入口以外の開口部禁止)、柱 準耐火構造	則28の59の2(2)5	
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必 要	9(1)3 則17、18	
		蓄電池の充電し若しくは放電作業を行う一般取扱所である旨を表示	則28の59の2(2)1	
<input type="checkbox"/>	設置場所	不燃材料で造られた建築物内	則28の59の2(2)2	
<input type="checkbox"/>	階数制限	地階禁止	9(1)4	
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造	則28の59の2(3)4	
<input type="checkbox"/>	建 物 構 造 等	壁	(不燃材料) 屋内空地のとれない部分⇒準耐火構造	則28の59の2(2)2
<input type="checkbox"/>		柱	(不燃材料) 屋内空地のとれない部分⇒準耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		床	不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>		はり	不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>		屋根	不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>		天井	
<input type="checkbox"/>		出入口	屋内空地のとれない部分⇒ 自閉式特定防火設備 (窓⇒設置禁止)	則28の59の2(2)10
<input type="checkbox"/>	危険物を取り扱う設備		
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必 要	9(1)10	
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必 要	9(1)10	
<input type="checkbox"/>	★電気設備		
<input type="checkbox"/>	附 帯 設 備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の附帯設備の設置 可)	9(1)13
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置	9(1)14
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火禁止 (防火上安全な場所 又は 火災予防上の附帯設備の設置 可)	9(4)15

一般取扱所(油圧装置等) 位置・構造・設備 基準

(政令第19条第2項第6号) (省令第28条の60)

	指定数量の倍数	どれか選択			政省令等の根拠	
		30倍未満	50倍未満	50倍未満		
<input type="checkbox"/>	施設の用途	油圧装置、潤滑油装置(危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る)			則28の54(1)6	
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	引火点100℃以上の第4類(100℃未満で取り扱うものに限る)			〃	
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	50倍未満			〃	
<input type="checkbox"/>	保安距離				
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備の周囲 3m(屋内空地)		則28の60	
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要			9(1)3 則17、18	
<input type="checkbox"/>	設置場所	不燃材料で造られた建築物内	建築物内	建築物内	則28の60(2)(3)(4)	
<input type="checkbox"/>	階数制限	平屋建て	地階可	平屋建て	〃	
<input type="checkbox"/>	建物構造等	壁	(不燃材料) 屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造	不燃材料(延焼のおそれのある外壁⇒耐火構造)	〃
<input type="checkbox"/>		柱	(不燃材料) 屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造	不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>		床	不燃材料(排水溝 必要)	耐火構造	不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>		はり	(不燃材料)	耐火構造	不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>		屋根	上階有り	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>			上階無し	不燃材料	不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>		天井	(禁止)		〃
<input type="checkbox"/>	出入口	屋内空地のとれない部分⇒自閉式特定防火設備(窓⇒設置禁止)	特定防火設備(延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒自閉式)窓⇒設置禁止	防火設備 ガラス⇒網入り(延焼のおそれのある外壁⇒自閉式特定防火設備 窓⇒設置禁止)	〃	
<input type="checkbox"/>	危険物を取り扱う設備	床に堅固に固定する	床に堅固に固定する	〃	
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要・防火ダンパー			〃	
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必要			〃	
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★(★のあるところ 審査 必要)			9(1)17	
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の附帯設備の設置 可)		9(1)13	
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)14	
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火 禁止 (防火上安全な場所 又は 火災予防上の附帯設備の設置 可)		9(4)15	
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計 及び 安全装置		9(1)16 則19	
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照 タンク容量の50%の囲いの設置			9(1)20 則28の60	
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)21 則13の4 則13の5	
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地 禁止)、外面 要さび止め塗装			
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造			
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)			
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置			
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置			
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの			
<input type="checkbox"/>			呼び径100A以下			
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)			
<input type="checkbox"/>	加熱設備等	火災予防上安全な構造とする				
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける		9(1)22		
<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	延べ面積1,000㎡以上		20	則33
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外			則34
<input type="checkbox"/>		電気設備				則36
<input type="checkbox"/>	★警報設備	10倍以上で義務		21	則38	
<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備	延べ面積500㎡以上				
<input type="checkbox"/>	その他	どれか一つ必要 ・自動火災報知設備 ・電話 ・非常ベル ・拡声装置 ・警鐘				

一般取扱所(切削装置等) 位置・構造・設備 基準
 (政令第19条第2項第7号) (省令第28条の60の2)

		どれか選択			政省令等の根拠	
指定数量の倍数		10倍未満	10倍未満	10倍以上30倍未満		
<input type="checkbox"/>	施設の用途	切削装置等(危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る)			則28の54(1)7	
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	引火点100℃以上の第4類(100℃未満で取り扱うものに限る)			〃	
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	30倍未満			〃	
<input type="checkbox"/>	保安距離				
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備の周囲 3m(屋内空地) 屋内空地のとれない部分⇒壁(出入口以外の開口部禁止)、柱 耐火構造		則28の60の2(3)	
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要			9(1)3 則17、18	
<input type="checkbox"/>	設置場所	不燃材料で造られた建築物内	建築物内		則28の60の2(2)(3)	
<input type="checkbox"/>	階数制限	平屋建	地階禁止		〃	
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造かつ出入口以外の開口部禁止		〃	
<input type="checkbox"/>	建物構造等	壁	不燃材料	耐火構造	〃	
<input type="checkbox"/>		区画部分	屋内空地の取れない部分⇒耐火構造	耐火構造かつ出入口以外の開口部禁止		
<input type="checkbox"/>	建物構造等	床	不燃材料(排水溝 必要)	耐火構造	〃	
<input type="checkbox"/>			危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要	液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要		
<input type="checkbox"/>	建物構造等	区画部分	耐火構造かつ出入口以外の開口部禁止	〃	
<input type="checkbox"/>	建物構造等	はり	不燃材料	耐火構造	〃	
<input type="checkbox"/>	建物構造等	屋根	上階有り	耐火構造	〃	
<input type="checkbox"/>			上階無し	不燃材料		不燃材料
<input type="checkbox"/>	建物構造等	天井	禁止	〃	
<input type="checkbox"/>	建物構造等	出入口	屋内空地のとれない部分⇒自閉式特定防火設備(窓⇒設置禁止)	特定防火設備 窓⇒設置禁止 (延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒自閉式特定防火設備)	〃	
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要 防火ダンパー			〃	
<input type="checkbox"/>	一般取扱所の用に供する部分	可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれ⇒屋外の高所に排出する設備(防火ダンパー必要)			〃	
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必要			〃	
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★(★のあるところ 審査 必要)			9(1)17	
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の附帯設備の設置 可)		9(1)13	
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)14	
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火 禁止 (防火上安全な場所 又は 火災予防上の附帯設備の設置 可)		9(1)15	
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計 及び 安全装置		9(1)16	
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照			9(1)20	
<input type="checkbox"/>	20号防油堤	タンク容量の50%の囲い設置	タンクの直下にタンク容量の50%の囲い又はしきいの設置		則28の60の2(2)(3)	
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)21	
<input type="checkbox"/>		地上設置	支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		則13の4
<input type="checkbox"/>			材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)		
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置			則13の5
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			
<input type="checkbox"/>			金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置		
<input type="checkbox"/>			強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの		
<input type="checkbox"/>		配管	呼び径100A以下			〃
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)			
<input type="checkbox"/>		加熱設備等	火災予防上安全な構造とする			〃
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			9(1)22	
<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの(高引火点除く) ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの(高引火点除く)		20 則33	
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外		則34	
<input type="checkbox"/>		電気設備			則36	
<input type="checkbox"/>	★警報設備	10倍以上で義務			21 則38	
<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備	・延べ面積500㎡以上			
<input type="checkbox"/>	その他	どれか一つ必要・自動火災報知設・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘			

一般取扱所(熱媒体油循環装置) 位置・構造・設備 基準

(政令第19条第2項第8号) (省令第28条の60の3)

指定数量の倍数		10倍未満	10倍以上30倍未満	政省令等の根拠	
<input type="checkbox"/>	施設の用途	危険物以外の物を加熱するため危険物を用いた熱媒体油循環装置 (危険物を取り扱う設備を建築物内に設けるものに限る)		則28の54(1)8	
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	高引火点危険物		〃	
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	30倍未満		〃	
<input type="checkbox"/>	保安距離			
<input type="checkbox"/>	保有空地			
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要		9(1)3 則17、18	
<input type="checkbox"/>	設置場所	建築物内		則28の60の3(2)	
<input type="checkbox"/>	階数制限	地階禁止		〃	
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止		〃	
<input type="checkbox"/>	建 物 構 造 等	壁	耐火構造	〃	
<input type="checkbox"/>		区画部分	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止	〃	
<input type="checkbox"/>		柱	耐火構造	〃	
<input type="checkbox"/>		床	耐火構造(液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備必要)	〃	
<input type="checkbox"/>		区画部分	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止	〃	
<input type="checkbox"/>		は	耐火構造	〃	
<input type="checkbox"/>		屋根	上階有り 上階無し	耐火構造 不燃材料	〃 〃
<input type="checkbox"/>		出入口	特定防火設備 窓⇒設置禁止 (延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒随時開放可能な自閉式特定防火設備)		〃
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要・防火ダンパー		〃	
<input type="checkbox"/>	一般取扱所の用に供する部分	可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれ⇒屋外の高所に排出する設備(防火ダンパー必要)		〃	
<input type="checkbox"/>	採光・照明	必要		〃	
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★(★のあるところ 審査必要)		9(1)17	
<input type="checkbox"/>	避雷設備	必要(周囲の状況により設置省略可能)	9(1)19 則13の2の3	
<input type="checkbox"/>	★静電気除去装置	必要(堺審査基準で引火点40℃未満の危険物に必要)		9(1)18	
<input type="checkbox"/>	附 帯 設 備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の附帯設備の設置可) 危険物の体積膨張による危険物の漏洩防止構造	9(1)13 則28の60の3(2)	
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置	9(1)14	
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火 禁止(防火上安全な場所 又は 火災予防上の附帯設備の設置可) 危険物の過熱防止装置	9(1)15 則28の60の3(2)	
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計 及び 安全装置	9(1)16	
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照		9(1)20	
<input type="checkbox"/>	20号防油堤	タンク容量の50%以上(複数 最大タンクの50%+他のタンクの10%)		則28の60の3(2)	
<input type="checkbox"/>	配 管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない	9(1)21	
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地禁止)、外面 要さび止め塗装	則13の4	
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)	則13の5	
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置	則13の5	
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する		
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置		
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの 呼び径100A以下		
<input type="checkbox"/>	加熱設備	取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油) 火災予防上安全な構造とする			
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける		9(1)22	
<input type="checkbox"/>	消 火 設 備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000㎡以上	則33	
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外	則34	
<input type="checkbox"/>		電気設備		則36	
<input type="checkbox"/>	★警報設備	10倍以上で義務		21 則38	
<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備	・延べ面積500㎡以上		
<input type="checkbox"/>	その他	どれか一つ必要 ・自動火災報知設備・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘		

一般取扱所(充てん、高引火点) 位置・構造・設備 基準

(政令第19条第3項) (省令第28条の62)

指定数量の倍数		10倍以下	10倍超～100倍未満	100倍以上	政省令等の根拠
<input type="checkbox"/>	施設の用途	液体の危険物を車両に固定されたタンクに注入及び容器に詰め替える			則28の62(1)
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	引火点100℃以上の第4類(100℃未満で取扱うものに限る)			則28の62(1)
<input type="checkbox"/>	危険物の数量			
<input type="checkbox"/>	保安距離	必要 (不活性ガスの高圧ガス施設、特別高圧線 除く)			則13の6(3)1
<input type="checkbox"/>	保有空地	3m以上			則13の6(3)2
<input type="checkbox"/>	必要な空地	充てん空地	注油設備の周囲に必要な空地を保有する(危険物を移送する配管を除く)		則28の58(2)4
<input type="checkbox"/>		詰替え空地	詰替え設備の周囲に必要な空地を保有する(危険物を移送する配管を除く) 懸垂式は、ホース機器の下方		則28の58(2)5
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要			9(1)3 則17、18
<input type="checkbox"/>	建物構造等	壁	耐火構造 又は 不燃材料 (2方以上 ⇒ 壁 禁止)		則28の58(2)
<input type="checkbox"/>		柱	耐火構造 又は 不燃材料		〃
<input type="checkbox"/>		床	耐火構造 又は 不燃材料		〃
<input type="checkbox"/>		はり	耐火構造 又は 不燃材料		〃
<input type="checkbox"/>		屋根	耐火構造 又は 不燃材料		〃
<input type="checkbox"/>		窓、出入口	防火設備又は不燃材料若しくはガラスで造られた戸		則28の62(3)2
<input type="checkbox"/>	地盤面	GLより高く、傾斜・コンクリート舗装 貯留設備、周囲に排水溝の設置 第4類の非水溶性危険物 取り扱う設備 ⇒ 油分離装置を設置			則28の58(2)
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★(★のあるところ 審査 必要)			9(1)17
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の附帯設備の設置 可)		9(1)13
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)14
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火 禁止 (防火上安全な場所 又は 火災予防上の附帯設備の設置 可)		9(1)15
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計 及び 安全装置		9(1)16 則19
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照(屋外、屋内にあるタンクで、その容量が指定数量の1/5未満のものを除く)			9(1)20 則13の3
<input type="checkbox"/>		20号防油堤	屋外にあるタンク⇒タンク容量の50%以上(複数 最大タンクの50%+他のタンクの10%)		
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)21 則13の4 則13の5
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地 禁止)、外面 要さび止め塗装		
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)		
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置		
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する		
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置		
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの		
<input type="checkbox"/>			呼び径100A以下		
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)		
<input type="checkbox"/>	加熱設備等	火災予防上安全な構造とする			
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける		9(1)22	
<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000㎡以上		20 則33 則34 則35 則36
<input type="checkbox"/>		消火困難	600㎡以上1,000㎡未満必要		
<input type="checkbox"/>		その他	上記以外		
<input type="checkbox"/>		電気設備			
<input type="checkbox"/>	★警報設備	自動火災報知設備 延べ面積500㎡以上(10倍以上)		21 則38
<input type="checkbox"/>		その他 どれか一つ必要・自動火災報知設備・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘(10倍以上)		

製造所・一般取扱所(高引火点危険物) 位置・構造・設備 基準

(政令第9条第2項、第19条第3項) (省令第13条の6、第28条の61)

指定数量の倍数		10倍以下	10倍超～100倍未満	100倍以上	政省令等の根拠
<input type="checkbox"/>	規制の範囲	・原則⇒棟又は1工程のプラント単位、かつ場所的に一体性を有すると認められる範囲及び保有空地 ・貯蔵用途部分⇒明らかに貯蔵を目的とする倉庫、タンク類は、別件として規制			
<input type="checkbox"/>	最大取扱数量の算定	工程図等で分かり易く示すこと(製品、原料等の品名 明示)			
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	引火点100℃以上の第4類(100℃未満で取り扱うものに限る)			9(2)
<input type="checkbox"/>	保安距離	必要(不活性ガスの高圧ガス施設、特別高圧電線 除く)			則13の6(3)①
<input type="checkbox"/>	保有空地	3m以上			則13の6(3)②
		作業連続等ある⇒小屋裏に達する防火上有効な隔壁で減免 可能			則13
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要			9(1)③ 則17、18
<input type="checkbox"/>	建物構造等	壁	不燃材料(延焼のおそれのある外壁 ⇒ 耐火構造 必要)		9(1)⑤
<input type="checkbox"/>		柱	不燃材料		〃
<input type="checkbox"/>		床	不燃材料(液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要)		9(1)⑤⑨
<input type="checkbox"/>		はり	不燃材料		9(1)⑤
<input type="checkbox"/>		階段	不燃材料		9(1)⑤
<input type="checkbox"/>		屋根	不燃材料		9(1)⑥ 則13の6(3)③
<input type="checkbox"/>		窓、出入口	防火設備又は不燃材料若しくはガラス(網入ガラス以外のガラスを含む。) 延焼のおそれのある外壁⇒随時開放可能な自閉式特定防砂設備 窓は設置禁止 ガラスを用いる特定防火設備は網入ガラス		
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要			9(1)⑩⑪
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必要			9(1)⑩
<input type="checkbox"/>	屋外設備	液状危険物 取り扱う設備 ⇒ 周囲に0.15m以上の囲いまたは側溝等の設置 非水溶性危険物 取り扱う設備 ⇒ 油分離装置を設置 液状危険物 ⇒ 地盤面:浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要			9(1)⑫
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★★電気工作物にかかる法令の規定による★★★(★のあるところ 審査 必要)			9(1)⑰
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の附帯設備の設置 可)		9(1)⑬
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)⑭
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火 禁止(防火上安全な場所 又は 火災防止の附帯設備の設置 可)		9(1)⑮
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計 及び 安全装置		9(1)⑯ 則19
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照			9(1)⑳
<input type="checkbox"/>		20号防油堤	屋外にあるタンク⇒タンク容量の50%以上(複数 最大タンクの50%+他のタンクの10%) 高さ0.5m以上(条件により0.15m以上とすることができる⇒別記11[20号タンク]参照)		則13の3
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により用意に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)21
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地 禁止)、外面 要さび止め塗装		則13の4 則13の5
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)		
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置 地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する		
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置		
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの		
<input type="checkbox"/>			呼び径100A以下		
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)		
<input type="checkbox"/>		加熱設備等	火災予防上安全な構造とする		
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			9(1)22
<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	延べ面積 1,000㎡以上		20 則33 則34 則35 則36
<input type="checkbox"/>		消火困難	延べ面積600㎡以上 1,000㎡未満		
<input type="checkbox"/>		その他	上記以外		
<input type="checkbox"/>		電気設備			
<input type="checkbox"/>	★警報設備	★自動火災報知設備	延べ面積500㎡以上		21 則38
<input type="checkbox"/>		その他	どれか一つ必要・自動火災報知設備・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘(10倍以上)		

複数の取扱形態を有する一般取扱所

平成10年3月16日 消防危第28号

		政省令等の根拠	
<input type="checkbox"/>	指定数量の倍数	30倍未満	
<input type="checkbox"/>	施設の用途	ア、吹付塗装作業等 イ、洗浄 ウ、焼入れ作業等 エ、ボイラー・パーナー オ、油圧装置等 カ、切削装置等 キ、熱媒体等	
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	ア、第2類、第4類（特殊引火物を除く） イ・エ、40℃以上の第4類に限る ウ、70℃以上の第4類に限る オ・カ高引火点危険物を100℃未満 キ、高引火点危険物に限る	
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	最大30倍未満であること	
<input type="checkbox"/>	技術基準の特例	令第9条第1項第1号、第2号第4号～第11号 アイウエオカキの複合施設 令第9条第1項第1号、第2号第4号～第11号、第18号、第19号 オカの複合施設	
<input type="checkbox"/>	組合せの禁止	可燃性の上記又は微粉（霧状の危険物をを含む、以下同じ）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性蒸気又は滞留するおそれの無い場合はこの限りではない。	
<input type="checkbox"/>	保安距離	不要	
<input type="checkbox"/>	保有空地	不要	
<input type="checkbox"/>	標識、掲示板	必要	
<input type="checkbox"/>	設置場所	建築物内	
<input type="checkbox"/>	階数制限	地階の禁止（但し、エオのみの形態を除く）	
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造（70mm鉄筋コンクリート造等出入口以外禁止）（但し、オカのみの複合施設は除く）	
<input type="checkbox"/>	壁 区画部分	耐火構造	
<input type="checkbox"/>		耐火構造（70mm鉄筋コンクリート造等出入口以外禁止）（但し、オカのみの複合施設は除く）	
<input type="checkbox"/>	柱	耐火構造	
<input type="checkbox"/>	床 区画部分	耐火構造	
<input type="checkbox"/>		浸透しない構造、傾斜、貯留設備	
<input type="checkbox"/>	造り	耐火構造（70mm鉄筋コンクリート造等出入口以外禁止）（但し、オカのみの複合施設は除く）	
<input type="checkbox"/>	等	は	
<input type="checkbox"/>	屋根（上階の床）	上階あり⇒耐火構造	
<input type="checkbox"/>		上階なし⇒耐火構造（但しアイ以外の形態のみの複合施設は不燃材料でできる）	
<input type="checkbox"/>	窓 出入口	禁止 特定防火設備（延焼のおそれのある部分は、自閉式の特定防火設備）	
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要、防火ダンパー	
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必要、防火ダンパー	
<input type="checkbox"/>	★電気設備	電気工作物に係る法令によること	
<input type="checkbox"/>	静電気除去設備	必要（オカのみの複合施設は除く）	
<input type="checkbox"/>	★漏れ等防止	必要、防火ダンパー	
<input type="checkbox"/>		★温度測定	必要（加熱する場合等）
<input type="checkbox"/>	★加熱・乾燥	過熱を防止する設備（イキの危険物取扱形態を有する設備に係るものに限る） ウに掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること	
<input type="checkbox"/>	★加圧装置	圧力計、安全装置	
<input type="checkbox"/>	★体積膨張防止装置	キの危険物の取扱形態を有する設備には、危険物の体膨張による危険物の漏洩を防止することができる装置を設けること	
<input type="checkbox"/>	緊急時対策	地震時、停電時 ⇒ 自動遮断装置（非常用電源に係るものを除く）	
<input type="checkbox"/>	避雷設備	必要（周囲の状況によって不要）但し、オカに掲げる危険物の取扱形態のみを有するものにあつては不要とする	
<input type="checkbox"/>	20号タンク	材質等該当タンクの基準の例によること。エに掲げる危険物の取扱形態を有するものにあつては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を1/5未満にすること	
<input type="checkbox"/>	20号防油堤	20号防油堤の基準によること（容量が指定数量の1/5未満のタンクは除く） オ及びカに掲げる危険物の取扱形態のみの場合は、しきいを高くすることをもって囲いに代替えることができる	
<input type="checkbox"/>	配管	構造	・設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により用意に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上（接地 禁止）、外面 要さび止め塗装
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食（電気防食）措置
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの
<input type="checkbox"/>			呼び径100A以下
<input type="checkbox"/>		加熱設備等	取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油） 火災予防上安全な構造とする
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障の無い位置に設ける	
<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	①延べ面積 1,000㎡以上 ②他用途部分と開口部のない耐火構造の壁、床で区画されていないもの ③高さ6m以上で危険物を取り扱う設備を有するもの ④②及び③については、高引火点のみを100℃未満で取り扱うものを除く
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外のもの
<input type="checkbox"/>		電気設備	
<input type="checkbox"/>	★警報設備	10倍以上で義務	
<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備	・延べ面積が500㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の壁、床で区画されていないもの（高引火点のみを100℃未満で取り扱うものを除く）	21 則38
<input type="checkbox"/>		その他	どれか一つ ・自動火災報知設備 ・電話 ・非常ベル ・拡声装置 ・警鐘
<input type="checkbox"/>			20 則33
<input type="checkbox"/>			則34
<input type="checkbox"/>			則36

一般取扱所(蓄電池) 位置・構造・設備 基準

(政令第19条第2項第9号) (省令第28条の60の4)

		どれか選択		政省令等の根拠	
指定数量の倍数		指定なし(屋外設置)	10倍未満(建築物屋上に設置)		30倍未満(建築物内に設置)
<input type="checkbox"/>	施設の用途	リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類			則28の54⑨
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類			〃
<input type="checkbox"/>	危険物の数量				〃
<input type="checkbox"/>	保安距離				〃
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備の周囲 3m 建築物の壁及び柱まで3m未満の部分⇒壁(出入口(自動閉鎖の特定防火設備)以外の開口部禁止)、柱 耐火構造	囲いの周囲 3m 建築物の壁及び柱まで3m未満の部分⇒壁(出入口(自動閉鎖の特定防火設備)以外の開口部禁止)、柱 耐火構造		則28の60の4(3)(5)①
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必 要			9(1)3 則17、18
<input type="checkbox"/>	設置場所	屋外	建築物屋上	建築物内	則28の60の4(3)(4)(5)
<input type="checkbox"/>	危険物を取り扱う設備(配管は除く)	キュービクル式、堅固な基礎の上に固定※蓄電池設備は告示で定める基準に適合すること。	屋上に固定、キュービクル式(鋼板で造られた外箱に収納)周囲に高さ0.15mの囲い。囲いの内部⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備に油分離装置 必要		則28の60の4(4)③、⑤(5)②、③
<input type="checkbox"/>	階数制限	地階可			則28の60の4(3)
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止			則28の60の4(3)
<input type="checkbox"/>	建物	壁	耐火構造		則28の60の4(3)、(4)
<input type="checkbox"/>		区画部分	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止		則28の60の4(3)
<input type="checkbox"/>	構	柱	耐火構造		則28の60の4(3)、(4)
<input type="checkbox"/>		床	耐火構造		則28の60の4(3)、(4)
<input type="checkbox"/>	造	区画部分	浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要		則28の60の4(3)
<input type="checkbox"/>		はり	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止		則28の60の4(3)
<input type="checkbox"/>	等	屋根	耐火構造		則28の60の4(3)
<input type="checkbox"/>		天井	不燃材料		則28の60の4(3)、(4)
<input type="checkbox"/>	出入口	特定防火設備 窓⇒設置禁止(延焼のおそれのある外壁及び一般取扱所以外の部分との隔壁に設ける出入口⇒自閉式特定防火設備)			則28の60の4(3)
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必 要			則28の60の4(3)
<input type="checkbox"/>	一般取扱所の用に供する部分	可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれ⇒屋外の高所に排出する設備(防火ダンパー必要)			則28の60の4(3)
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必 要			則28の60の4(3)
<input type="checkbox"/>	★電気設備	電気工作物に係る法令の規程による(★のあるところ 審査 必要)(告示の基準に適合する蓄電池設備を設置する場合は対象外)			9(1)17
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の附帯設備の設置 可)		9(1)13
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)14
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火 禁止 (防火上安全な場所 又は 火災予防上の附帯設備の設置 可)		9(1)15
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計 及び 安全装置		9(1)16
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照			9(1)20
<input type="checkbox"/>	20号防油堤	タンクの直下にタンク容量の50%の囲い又はしきいの設置			則28の60の2(2)(3)
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)21 則13の4 則13の5
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地 禁止)、外面 要さび止め塗装		
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)		
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置		
<input type="checkbox"/>		金属製配管	地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する 設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、 防食(電気防食)措置		
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの 呼び径100A以下		
<input type="checkbox"/>	加熱設備等	取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油) 火災予防上安全な構造とする			
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			9(1)22
<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000㎡以上 ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの(高引火点除く) ※指定数量の倍数が100倍以上は、冷却するための散水設備を設備を包含するよう設置		20 則33 則34 則35 則36
<input type="checkbox"/>		消火困難	・延べ面積600㎡以上 ・指定数量の倍数が10倍以上 ・延べ面積600㎡以上 ・指定数量の倍数が10倍以上 ・延べ面積600㎡以上		
<input type="checkbox"/>		その他	上記以外		
<input type="checkbox"/>		電気設備			
<input type="checkbox"/>	★警報設備	10倍以上で義務			21 則38
<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備	・指定数量の倍数が100倍以上 ・延べ面積500㎡以上 ・一般取扱所以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所(一般取扱所とその他の部分を開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く)			
<input type="checkbox"/>	その他	どれか一つ必要・自動火災報知設備・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘			